

## 相続税対策の切り札！ 贈与徹底活用（民法上の贈与とみなし贈与） （その3）

贈与税の課税対象とされる贈与には、民法上の贈与（非課税とされるものを除く。）と、相続税法上の独自の観点から設けられたみなし贈与（例えば生命保険金の贈与等）の2種類があります。今回は、それぞれの概要と実務上の留意点について解説します。

### 1. 民法上の贈与

贈与とは当事者の一方（贈与者）が自己の財産を無償で相手方（受贈者）に与える意思表示をし、相手方が受諾することによって成立する契約です。本来贈与は、恩恵・好意・謝意等の原因を動機としてなされるものですから法規範の対象外と考えられているのですが、近代民法は贈与を契約としてとらえて法的な拘束力を与えています。

民法上の贈与では、民法549条では、「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」と規定し、このことから、贈与は、無償・片務・諾成の契約であるといわれています。

贈与は当事者の合意、つまり贈与者の「あげましょう」、受贈者の「もらいましょう」の意思の合意があれば、書面によらずとも成立します。書面によらなかったときは、給付を履行する前であれば、いつでも取消しができます。

このように「書面によらない贈与はいつでも取消しができる」としたことにより、書面による贈与のみに法的な拘束力が与えられました。これは、贈与者の軽率な行為を戒め、贈与者の意思を明確にすることによって後日の紛争を避けるためです。法律上、贈与の目的となる財産には制限がなく、贈与者の負担において受贈者の利益となる内容であればよいことになっています。しかし、財産の実体が減少しない「使用貸借」や「無償の労務給付」等は、原則として贈与の目的にはなりません。

贈与税は、1年間に財産の贈与（法人からの贈与を除きます。）を受けた人は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

暦年課税を適用する場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき  
相続時精算課税を適用するとき

贈与は諾成契約であることから、当事者双方の合意が必要とされ、例えば、父から子名義の預金に、子の受託の意思を確認することなく、単に現預金を移動しただけでは贈与があったとはされません。贈与税は、贈与を受けた場合に申告義務が生じることから、贈与を受けていないのに贈与税の申告と納税をしても、間違った申告と誤納があったと考えられます。

そのため、当事者間の合意もなく、単に預金の名義を受贈者へ変更し何年経過しても贈与税の時効は成立しないし、贈与税の申告と納税をもって贈与の事実を証明することにはなりません。

### 2. みなし贈与

みなし贈与とは、本来は贈与でないが、贈与とみなして贈与税を課税しようとするもので、本来の贈与（民法上の贈与）のみを課税の対象とするだけでは十分に贈与税の課税目的を達成できないことから、特別に法の擬制により贈与とみなされたものです。そのため、本来の贈与のように贈与の意思の有無は問わないこととされています。

みなし贈与では、実質的に贈与を受けたことと同様の経済的効果を得たと考えられる以下の財産の移転が該当し、贈与税が課税されます。

みなし贈与の種類	贈与により取得したものとみなされる財産	みなすとは、本来は別の事柄である2つのものを条文上は同一のものとして取り扱います。重要なのは、みなすと書かれたものについては、反証等をする余地はありません。
信託財産	委託者以外の者を受贈者とする信託行為があった場合の信託受益権	
生命保険金	満期等により取得した生命保険金等	
定期金	給付事由の発生により取得した定期金の受給権	
低額譲受	低額譲受けにより受けた利益	
債務免除等	債務の免除、引受け等により受けた利益	
その他の利益の享受	その他の事由により受けた経済的な利益	

以上のことから、例えば、満期生命保険金を保険料負担者以外の者が受取ると、当事者間において贈与の意思がなかったとしても贈与があったものとみなして贈与税が課税されますので、保険契約の内容をしっかりと確認しておかなければなりません。  
(文責：山本和義)